

# 新民法における責任範囲に関する規則の主な変更点

2014 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ブダペスト事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

## 目次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1. はじめに.....                  | 1 |
| 2. 責任範囲の変更点.....              | 1 |
| ①オーナーの責任規定.....               | 1 |
| ②現物出資者に関する責任.....             | 1 |
| ③法定相続人を置かずに会社を終了させた場合の責任..... | 1 |
| ④資産の出資を怠った場合の責任.....          | 1 |
| ⑤設立中の会社の責任.....               | 1 |
| ⑥第三者への損害に対する責任.....           | 2 |
| 3. 上級役員の責任の厳格化.....           | 2 |
| ①会社登記に関する責任.....              | 2 |
| ②会社を起こした損害の責任.....            | 2 |
| ③設立中の会社の責任.....               | 2 |
| ④第三者に対する責任.....               | 2 |
| ⑤法定相続人を置かず終了した場合の責任.....      | 3 |
| 4. 新民法において追加された代表規定.....      | 3 |

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料は、ジェトロ・ブダペスト事務所が独自に収集しました情報をベースに、Ormai és Társai CMS Cameron McKenna LLP より提供いただいた情報を参考にとりまとめ・更新しました。ご協力いただきました方々には厚く御礼申し上げます。内容は随時更新しておりますが、ご不明な点、誤字脱字等ありましたらご連絡いただきますようお願いいたします。なお、本資料はあくまでも参考資料です。ご利用の際は最新の情報を専門家に確認されることをお勧めします。

本資料に掲載されている情報利用の採否はお客様の判断によります。お客様が情報利用によって生じた結果について、万一、お客様が直接、間接に関わらず不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切責任を負いません。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail: [OBA@jetro.go.jp](mailto:OBA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ブダペスト事務所  
E-mail: [HUB@jetro.go.jp](mailto:HUB@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular frame.

## 新民法における責任範囲に関する規則の主な変更点

### 1. はじめに

民法 2013 年度第 5 法(以下「**新民法**」)で変更されたオーナーならびに上級役員の責任範囲について簡単に紹介する。

### 2. 責任範囲の変更点

#### ① オーナーの責任規定

- 有限責任の企業であっても、法定相続人を置かずに会社を終了させるなど悪用が認められる場合は、債権者に対して無限に負債を清算する義務が生じる。

#### ② 現物出資者に関する責任

- 現物出資で譲渡した物の価値が定款で記載された価値に達しないとみなされた場合、会社は譲渡日から計算して 5 年以内に差額を支払うよう出資者へ請求することができる。
- 出資された現物が過大評価されていた場合、そこから発生する損害に対し、受領したオーナーは出資者と共に契約違反から発生した損害規定に従い連帯責任を負う。

#### ③ 法定相続人を置かずに会社を終了させた場合の責任

- a) オーナーはそれぞれ配分された資産の比率まで、債務を返済しないで終了した法人の負債の清算をする義務がある。
- b) 終了した会社が負う義務から発生した結果について、会社登記の登録抹消から数えて 5 年の期限内に、その会社の旧オーナーを相手に支払いを求めることができる。
- c) 会社が存続していた間、会社の負った負債を清算する責任が無限であった場合、終了した会社の負債の責任も無限であり、他の負債への責任が無限にあるオーナーと連帯責任となる。オーナー間での負債に対する責任の比率は配分された会社の資産の比率に応じる。
- d) 持ち分比率が大多数と格付けされたオーナーのずさんな経営方針によって法定相続人がいないまま終了した会社の場合、債権者の申し出を基に清算していない債務に対しては、大多数の持ち分を持つオーナーに清算する義務がある。

#### ④ 資産の出資を怠った場合の責任

- 資産の出資を怠り会社に損失を与えた場合、旧オーナーの契約違反による損失の責任規定に従って責任を負う。

#### ⑤ 設立中の会社の責任

設立中の会社が終了し、その資産によって清算できない負債がある場合、設立者は第三者に対して連帯責任が生じる。設立を望んでいた会社のオーナーの責任が会社の負債に対し限定的な責任であった場合、また社員が清算したにも関わらず負債が残った場合、設立を望んでいた会社の上級役員が清算する義務が、残りの責任は第三者に対し無限かつ連帯責任として生じる。

## **⑥第三者への損害に対する責任**

会社の社員という関係で第三者に損害を起こした場合、その損害に対し会社は責任を負う。しかし、損害を意図的に起こした場合、その社員は会社とともに連帯責任を負う。

## **3. 上級役員の責任の厳格化**

### **①会社登記に関する責任**

民法の責任範囲で確定される上級役員は、申請書提出の不履行、遅延、報告書の欠如、不備から発生した損害に対し、契約違反により発生した責任規定に従い責任を負う。

### **②会社に起こした損害の責任**

新民法では、上級役員が法人の運営に関心がない場合に備え、上級役員は法人の利益のために適正に活動する義務があると、敢えて述べられている。上級役員がその義務を怠った場合、法人に対する損害賠償の責任を負う。経営事項の決定を下す権利は法人の上級役員らにある。上級役員が経營業務で会社に損害を与えた場合、契約違反として責任規定に従い損害の責任を負う。ただし、上級役員と法人の間では、双方の意思を基礎としていることから、契約違反により発生した責任規定を適用しなければならない。ここで登場する責任規定は、法人と上級役員の間における内的関係のみに関するものであり、第三者に損害を与えた場合は法人により与えられた損害とみなさなければならない。法人は後に上級役員に対して第三者へ支払った分の返済を請求することができる。

新民法では、免責については上級役員に対して厳しい変更がなされた。免責の第一条件は、不可抗力で損害が発生する場合のように、管理管轄外で、上級役員がそれに影響を行使することが不可能な状況で発生した損害の場合である。しかし、契約している雇用者の行為、また市場における供給困難、また自らの運営組織やその他の問題などは管理管轄外とはみなされない。免責の第二の条件として、上級役員の管理管轄外で発生することを、契約締結時に想定できなかった場合がある。しかし、交通網の遮断や国の施策などは、契約締結時に責任を請け負う当事者が事前に予想しておくべきものとして取り扱われる。免責の第三の条件は、上級社員が、契約どおりに実施することを阻む要素や、そこから生じる結果を避けることが想定できなかった場合である。しかし、そのような事態を契約締結時に予想できなかったのかどうか審査する必要がある、また契約違反の時にも審査される必要がある。

### **③設立中の会社の責任**

- a) 会社登記を拒否されたが、設立中の会社の運営は終了させていない場合、責任規定により上級役員が契約違反として生じた損害に責任を負う。
- b) 設立中の会社の運営が終了されたが、その終了時までには負った義務については、設立を望まれた会社が提供した資産から清算しなければならない。そこから清算しきれなかった分は設立者が第三者に対しその義務の清算に連帯責任を負う。その設立者が有限責任であった場合で、またその責任の上限まで清算をしたにも関わらず返済しきれない場合、残りの負債は設立中の企業の上級役員予定者が、第三者に対しその返済に無期限かつ連带的に責任を負う。

### **④第三者に対する責任**

ある会社の上級役員が第三者に対して損害を起こした場合、損害に対して会社と共に連帯責任を負う。

#### ⑤法定相続人を置かず終了した場合の責任

会社に法定相続人を置かず終了し、会社が支払不能の状態に陥った後に上級役員が債権者の利益に配慮せず、債権者の債務が未返済のままであれば、請求権が無効になるまで会社の上級役員に対しそれを請求できる。

#### 4. 新民法において追加された代表規定

新民法により、以下の代表規定が追加された。

- a) 定款ならびに社内規定で会社の組織内の代表権を有する役員を規定できる。
- b) 会社の独立した法人格を持たない組織の長は、主体の機能的な運営に必要な範囲で会社の独立した代表者になる。
- c) 経営陣は、書面により会社の雇用者に代表権を譲渡することができる。

企業が支店を持つ場合、一般的権限を有する社長を置くことと共に、支店で実施する限定的な経營業務の権限のみを持つ社長を指名することは可能である。

Regulations used for the preparation of the report:

Act V. of 2013 on the Civil Code (effective from 15 March 2014)

Act IV. of 2006 on Business Associations (effective until 15 March 2014)